

指定討論 客観的で冷静な研究を

大橋智樹
宮城学院女子大学

トートロジー

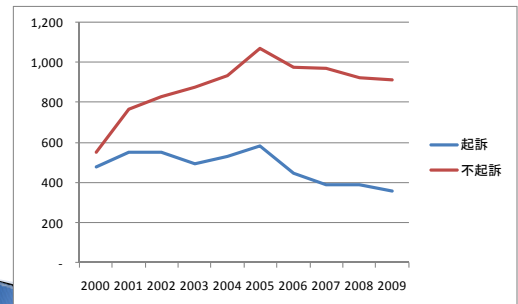
- ▶ 問1: 責めてはいけないのか? 後知恵はいけないのか?
- ▶ 答1: 程度による。ケースバイケース。
- ▶ 問2: どの程度(ケース)なら良いのか?
- ▶ 答2: Dekker「誰が裁くかを決めなさい。この“誰”を決めるプロセスが透明で、結果への合意を得られればよい」
- ▶ 問3: “透明”とは? 何を持って“合意”とするのか?
- ▶ 答4: ……それを決める誰かを決める…トートロジーに陥る
- ▶ Dekkerの答えは答えになっていない

研究者が立つべき場所

- ▶ 研究者として、このような解決困難な問題にどう取り組むべきか
- ▶ 研究者は冷静でなければならない。
 - 「あらゆる不合理を全力で排除する」ことは不可能であり、どこかで「許容すべき不合理」が存在する
 - ・ 安全とは危険が許容できる程度に小さいことであると同様に
 - ・ 統計的有意とは、第一種の過誤の確率が許容できる程度に小さいことであると同様に
- ▶ 研究者は客観的でなければならない
 - どれだけの「裁かれざる善意の者」が裁かれているのか?
 - それは、業務上過失致死傷罪以外の罪に比して多いのか?
 - これらの事実に基づかねばならない。

たとえば「専門家が裁かれる」こと

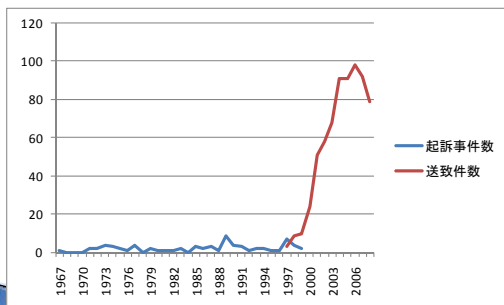
- ▶ 事実、どのくらい裁かれているのか?
 - 業務上過失致死傷罪の起訴件数 (自動車による過失致死傷及び過失致死等違反被疑事件を除く)



政府統計の中の検察統計に基づく

たとえば「専門家が裁かれる」こと

- ▶ 事実、どのくらい裁かれているのか?
 - 業務上過失致死傷罪の起訴・送致件数



日医総研7-キングベア-No.93,213に基づく

“社会のコスト”の視点を

- ▶ 安全の確立は危険の存在を100%排除することではない。公正も同様である。
- ▶ どこかで排除できなかった何らかの不合理が、誰かを傷つけるとき、その発生各確率が十分に小さいとき、やむを得ずと評価できること。
 - 「善意の専門家」が、誤って裁かれること
 - 「善意の専門家」が、ミスをおかしてしまうこと
- ▶ “社会全体のコスト”を考える視点からの発信を。実践家が主張することは困難。研究者、とりわけ大学人に求められるべきこと。

本当にダメなのか？

- ▶ 「後知恵を持つこと＝悪」、「会社を責めたり、個人を責めること＝悪」という暗黙の前提は正しいか？
- ▶ たとえば足利事件：えん罪を生んだ警察や検察の捜査のあり方へ疑問を呈するプロセスに関わる
 - 後知恵は疑問視されないのでは？
 - 権力者（大会社の社長）への責任追及は善？
- ▶ 弱者保護という視点は重要。しかし、研究者としては、対象の持つ力の強弱とは独立に、変わらない態度を採るべきでは？

データのリアルさ

- ▶ 対象のリアルさ
 - 学生を実験参加者or調査対象者とするものの是非
 - 剰余変数の統制可能性、データ収集の難易度等の事情があっても、対象としての適切性を高める努力を
 - 産業・組織心理学会研究会(12/11)「現場を探す、現場に入る」(企画:芳賀・大橋)
- ▶ 設定のリアルさ
 - シナリオ法の限界
 - 剰余変数の統制可能性、独立変数の設定容易性等の事情があっても、リアルな設定を高める努力を
- ▶ 先達の開発した手法に単に乗ることなく、“心理学のこだわり”をいい意味で発展させる新たな方法論の開発への視点を